

# 「簡易水道地区」のご利用

## 《簡易水道事業の給水区域》

東中地区、富原地区、里仁地区、草分地区、江幌地区、静修地区、江花地区、西島津地区、東4道路沿い中富良野町の一部、詳細の区域については建設水道課にお問い合わせください。

## 《検針・請求》

毎月の検針・請求になります。(前1ヵ月使用された水量を請求します。)

メータの検針は、毎月の1日から10日頃に検針に伺います。

## ◆水道料金（簡易水道地区で利用する方）

〈令和元年10月1日から〉

区 分		基本料金(1月につき)		超過料金(1立方メートルにつき)
種別	用 途	使用水量	料 金	
専 用	一般用	8立方メートルまで	1,584円	164円
	畜産農業用	20立方メートルまで	3,612円	183円
	営業用	20立方メートルまで	3,612円	183円
	団体用	20立方メートルまで	3,992円	195円
	臨時用	20立方メートルまで	2,344円	202円

1 水道の用途の区分は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 一般用とは、畜産農業用、営業用、団体用、臨時用以外の用に水道を使用するものをいう。
- (2) 畜産農業用とは、大家畜、小家畜を飼育するもので、水道を飼育の用に使用するものをいう。
- (3) 営業用とは、料理店、飲食店、旅館、貸間業、理美容業、食品加工業、娯楽業、病院及び、これらに類する営業の用に水道を使用するものをいう。
- (4) 団体用とは、官公署、学校、事業団体の事務所及び事業所等で水道を使用するものをいう。
- (5) 臨時用とは、建設現場、その他の場所で臨時、一時的に水道を使用するものをいう。

2 超過料金の算定は、基本料金の使用水量を超える使用水量について1立方メートル(1立方メートル未満の端数を生じたときは、切り上げる。)につき、上の表の定額により算定する。

※簡易水道区域については、公共下水道の区域外のため、ご利用はできません。

# 「十勝岳温泉地区」のご利用

## ◆水道料金（十勝岳翁地区）

〈令和元年10月1日から〉

区 分	基本料金(1月につき)	
給水管の口径	使用水量	料金
50ミリメートル	100立方メートルまで	22,000円
40ミリメートル	70 //	14,666円
30ミリメートル	40 //	6,076円
25ミリメートル	20 //	3,038円
25ミリメートル未満	10 //	1,780円

1. 料金は、基本料金、従量料金及び量水器貸付料金の合算した額とする。

2. 従量料金は、基本料金の使用水量を超える使用水量について1立方メートルにつき125円とする。

3. 量水器貸付料金は、1ヵ月につき2,095円とする。